掛川市条例第２８号

掛川市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年７月４日

掛川市長

（別紙）

掛川市税条例等の一部を改正する条例

（掛川市税条例の一部改正）

第１条　掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（市民税の納税義務者等） 第14条　（略） ２　外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の４に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	（市民税の納税義務者等） 第14条　（略） ２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第２条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
（所得割の課税標準） 第19条　（略） ２～４　（略） ５　法第23条第１項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第25条の２において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 ６　（略）	（所得割の課税標準） 第19条　（略） ２～４　（略） ５　法第23条第１項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第25条の２において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 ６　（略）
（法人税割の税率） 第22条　法人税割の税率は、100分の12.3とする。	（法人税割の税率） 第22条　法人税割の税率は、100分の9.7とする。

（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第45条　（略）	第45条　（略）
２　法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の８第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
３・４　（略）	３・４　（略）
５　法人税法第74条第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第48条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第７項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第７項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第７条の規定を適用することができる。	５　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項及び第48条第１項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の２第７項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の２第７項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第１項の規定の適用がないものとみなして、第７条の規定を適用することができる。
６　（略）	６　（略）
（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）	（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）
第48条　法人税法第74条第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	第48条　法人税法第74条第１項又は第144条の６第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
２　（略）	２　（略）
第64条　法第348条第２項第10号から第10号の７	第64条　法第348条第２項第10号から第10号の９

までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号及び第２号に、家屋については第３号及び第４号に、償却資産については第４号及び第５号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の７までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6)　（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条　法第348条第２項第３号、第９号から第10号の７まで、第11号の３から第11号の５まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（軽自動車税の税率）

第94条　軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し１台について、それぞれ、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア　総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額1,000円

イ　２輪のもので、総排気量0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額1,200円

ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額1,600円

エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のものを除く。）

までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号及び第２号に、家屋については第３号及び第４号に、償却資産については第４号及び第５号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の９までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6)　（略）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第66条　法第348条第２項第３号、第９号から第10号の９まで、第11号の３から第11号の５まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（軽自動車税の税率）

第94条　軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し１台について、それぞれ、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア　総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額2,000円

イ　２輪のもので、総排気量0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額2,000円

ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額2,400円

エ　３輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の３輪のものを除く。）

で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア　軽自動車

(ｱ) ２輪のもの（側車付のものを含む。）年額2,400円

(ｲ) ３輪のもの　年額3,100円

(ｳ) ４輪以上のもので乗用のもの

a 営業用　年額5,500円

b 自家用　年額7,200円

(ｴ) ４輪以上のもので貨物用のもの

a 営業用　年額3,000円

b 自家用　年額4,000円

(ｵ) 専ら雪上を走行するもの　年額2,400円

イ　小型特殊自動車

(ｱ) 農耕作業用のもの　年額1,600円

(ｲ) その他のもの　年額4,700円

(3) ２輪の小型自動車　年額4,000円

附　則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第８条の２　当分の間、租税特別措置法第40条第３項後段（同条第６項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第６項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（特別土地保有税の課税の特例）

第31条　（略）

で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア　軽自動車

(ｱ) ２輪のもの（側車付のものを含む。）年額3,600円

(ｲ) ３輪のもの　年額3,900円

(ｳ) ４輪以上のもので乗用のもの

a 営業用　年額6,900円

b 自家用　年額10,800円

(ｴ) ４輪以上のもので貨物用のもの

a 営業用　年額3,800円

b 自家用　年額5,000円

(ｵ) 専ら雪上を走行するもの　年額3,600円

イ　小型特殊自動車

(ｱ) 農耕作業用のもの　年額2,400円

(ｲ) その他のもの　年額5,900円

(3) ２輪の小型自動車　年額6,000円

附　則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第８条の２　当分の間、租税特別措置法第40条第３項後段（同条第６項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（特別土地保有税の課税の特例）

第31条　（略）

（軽自動車税の税率の特例）

第31条の２　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する

（たばこ税の税率の特例）

第32条　（略）

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第47条　所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第３項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第３項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第20条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第20条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の６第１項に規定する親族の有する法附則第42条第３項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、平成23年度分の第28条第１年度以後の年度分の軽自動車税に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第94条第２号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（たばこ税の税率の特例）

第32条　（略）

項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第47条の２　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の６第１項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第１項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の４第６項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第34条、附則第35条、附則第36条又は附則第37条の規定を適用する。

附則第34条第１項	第35条第１項	第35条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第１項	租税特別措置法第31条第１項
附則第35条第３項	第35条の２まで、第36条の２、第36	第34条の３まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

	条の５	11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の２、第36条の２若しくは第36条の５（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。)
附則第36条第１項	租税特別措置法第31条の３第１項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される租税特別措置法第31条の３第１項
附則第37条第１項	第35条第１項	第35条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の６第１項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第１項	租税特別措置法第32条第１項

２　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。)の相続人（震災特例法第11条の６第２項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋（同条第２項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡について

は、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の２第４項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第34条、附則第35条、附則第36条又は附則第37条の規定を適用する。

３　前２項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第28条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第１項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第48条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第１項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の２及び附則第14条の２の２の規定の適用については、附則第14条の２第１項中「租税特別措置法第41条又は第41条の２の２」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２」と、「法附則第５条の４第６項」とあるのは「法附則第45条第４項の規定により読み替えて適用される法附則第５条の４第６項」と、附則第14条の２の２第１項中「租税特別措置法第41条又は第41条の２の２」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２」と、「法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第４項の規定により読み替えて適用される法附則第５条の４の２第６項」と、同条第２項第２号中「租税特別措置法

第41条の２の２」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第３項若しくは第４項又は第13条の２第１項から第６項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の２及び第14条の２の２の規定の適用については、附則第14条の２第１項中「法附則第５条の４第６項」とあるのは「法附則第45条第５項の規定により読み替えて適用される法附則第５条の４第６項」と、附則第14条の２の２第１項中「法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第５項の規定により読み替えて適用される法附則第５条の４の２第６項（法附則第45条第６項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。 （個人の市民税の税率の特例等） 第49条　（略）	（個人の市民税の税率の特例等） 第47条　（略）

（掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　掛川市税条例の一部を改正する条例（平成22年掛川市条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則第40条第２項の改正規定中「同法第37条の11の３第２項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第２号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

（掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　掛川市税条例の一部を改正する条例（平成25年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第38条第１項の改正規定中「第19条及び第21条」を「第19条第１項及び第２項並びに第21条」に改める。

附則第39条第２項の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の10第１項」に、「租税特別措置法第37条の11第６項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第１項」に改める。

附則第１条第３号中「第14条の３第１項」を「第14条の３」に改め、「改正規定」の次に「（附則第45条の２第５項第３号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」

を加える。

附則第２条第１項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、同条第２項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中掛川市税条例第22条の改正規定及び次条第５項の規定　平成26年10月１日

(2) 第１条中掛川市税条例附則第８条の２及び第47条から第49条までの改正規定並びに次条第２項の規定　平成27年１月１日

(3) 第１条中掛川市税条例第94条の改正規定並びに附則第３条及び第５条（第１条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）附則第31条の２に係る部分を除く。）の規定　平成27年４月１日

(4) 第１条中掛川市税条例第14条、第45条、第48条第１項及び附則第31条の２の改正規定並びに次条第４項、附則第４条及び第５条（新条例附則第31条の２に係る部分に限る。）の規定　平成28年４月１日

(5) 第１条中掛川市税条例第19条第５項の改正規定　平成29年１月１日

(6) 第１条中掛川市税条例第64条及び第66条の改正規定　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第８条の２の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　新条例第19条第５項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

５　新条例第22条の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人

の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第94条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第４条　新条例附則第31条の２の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第31条の２の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第５条　平成27年３月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第94条及び新条例附則第31条の２の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第94条第２号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第31条の２の表以外の部分	第94条	掛川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第28号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第５条の規定により読み替えて適用される第94条
新条例附則第31条の２の表第94条第２号アの項	第94条第２号ア	平成26年改正条例附則第５条の規定により読み替えて適用される第94条第２号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円